

# 陳 述 書

平成26年1月15日

東京地方裁判所 民事第40部1B係 御中

株式会社ミュージックゲート  
代表取締役 穂口雄右

## 1、はじめに

私、穂口雄右は、本件の訴訟の被告である株式会社ミュージックゲートの代表取締役です。そして、本件で問題となっている TUBEFIRE のサービスが発足した時点も、今回の提訴を受けた時点でも同社代表取締役の立ち場にあり、また現在も継続して同社代表取締役を務めさせて頂いております。

また私は、作詞家、作曲家および編曲家として、  
例えば、キャンディーズの皆様に歌唱して頂いた「春一番」(作詞・作曲・編曲)  
「夏が来た！」(作詞・作曲・編曲)  
「年下の男の子」(作曲・編曲)  
「微笑がえし」(作曲・編曲)  
「わな」(作曲・編曲)  
「その気にさせないで」(作曲・編曲)  
「内気なあいつ」(作曲・編曲)  
「涙の季節」(作曲・編曲)、  
岩崎宏美さんに歌唱して頂いた「二十才前」(作曲・編曲)、  
郷ひろみさんに歌唱して頂いた「林檎殺人事件」(作曲・編曲)、  
林寛子さんに歌唱して頂いた「素敵なラブリーボーイ」(作曲・編曲)、  
アグネス・チャンさんに歌唱して頂いた「ポケットいっぱいの秘密」(作曲)、  
山口百恵さんに歌唱して頂いた「夏ひらく青春」(編曲)、  
RCサクセションの皆様に歌唱して頂いた「僕の好きな先生」(編曲)

などを、作詞または作曲または編曲、またはその幾つかを担当させて頂いた音楽家でもあります。

そして当然ではございますが、自分自身が上記の作品を含めまして約470作品の著作権を有する音楽著作権者でもございます。

(なお、上記の内の編曲のみ2作品に関しましては著作権を有してはおりません)

また私は、1972年8月1日に社団法人日本音楽著作権協会(以下JASRAC)と信託契約を締結させて頂き、1974年には理事会のご推薦を得てJASRACの正会員資格を賜り、1995年から2010年までJASRAC正会員約1200名の皆様による選挙によってJASRAC評議員にご選出頂きまして、同協会が一般社団法人に改組され評議員制度が廃止されるまでの期間の5期15年間に渡ってJASRAC評議員を務めさせて頂きました。

従いまして、上記のような経歴から、著作権につきましては、作曲家としての活動を志した20歳の頃(1968年)から、自身の作品を管理させて頂くことを目的として学習させて頂き、またJASRACの評議員に選出されてからは、JASRACの運営について評議させて頂く立ち場から、本件でも問題となっているデジタル時代の著作権管理につきましても十分に学習し、JASRAC評議委員会やJASRAC総会、および各種のJASRAC内運営委員会などでも著作権管理の在り方について提言をさせて頂いて参りました。

そんな私にとりまして今回訴訟を提起されましたことは、まさに寝耳に水の驚くべき出来事でもございました。

## 2、TUBEFIREの概要

それと申しますのも、今回問題とされております当社が提供していたサービスのTUBEFIREは、音楽著作権を侵害しないようにシステムを何重にも構築し、くれぐれも注意深い運用を行うよう担当者に厳重に指示をしていたサービスだったからでございます。

事実として、私は、今回の訴訟が提起される以前において、TUBEFIRE は、YouTube に掲載されているあらゆる動画を対象として、すでに YouTube を視聴した YouTube 利用者が、YouTube で視聴済みの動画を携帯端末などでも視聴できるようにファイル形式の変換のみを提供するサービスであると認識しておりました。そして、今回の訴訟が提起された後、TUBEFIRE のサービス内容・システムについて改めて確認を致しましたが、やはり、TUBEFIRE のシステムが合法動画を対象としたファイル変換サービスである事実は揺るぎなく、システムの詳細につきましては、すでに準備書面でご説明させて頂いている通りでございます。

ちなみに、YouTube にはあらゆるジャンルの動画がアップロードされていることはご承知の通りです。YouTube にはニュース、買い物情報、政治情報、選挙情報、グルメ情報、交通情報、災害情報、福祉情報、介護情報、気象情報、医療情報、不動産情報、地域情報、バーゲン情報、旅行情報、就職情報、進学情報、学習情報、英会話情報、宇宙情報、農業情報、水産業情報、特許情報、裁判情報、海外情報、紛争地域情報、各種マニュアルなど、ありとあらゆる情報が網羅され、利用者の目的とする情報を動画形式で提供することで、在宅での学習や情報収集を可能にしています。もちろん、音楽情報もアップロードされておりますが、その範囲はそれこそ世界中のあらゆる音楽におよび、国内だけに限定してもアマチュアによる作品やボーカロイド作品が優勢であるところから、今回問題となっている原告の皆様方が著作権隣接権を保有している作品は限定的な比率に止まるものと考えられます。

従いまして、TUBEFIRE での利用ジャンルも、当然、YouTube の利用傾向に準ずることから、上記のあらゆる情報のファイル変換にご利用頂いていたと考えられます。なおここでは「あらゆる情報のファイル変換に利用されていた」と断定したいところではありますが、TUBEFIRE のシステムの特性上、利用ファイルの閲覧や検閲が困難であるところから、YouTube に準じた利用傾向にあったとしか申し上げられないことをお許し下さい。

ところで、2011年8月、今回の訴状を受取り、原告であるレコード会社31社の皆様のご主張を拝読致しましたところ、原告の皆様は、TUBEFIRE が「著作権侵害音楽ファイルのダウンロード」に特化したサービスとのご認識で提訴

されたとのことですが、これはまったくの誤解で、TUBEFIRE は「YouTube で視聴およびローカルダウンロードが可能な合法動画のファイル変換を提供するウェブサービス」でございます。

前述の通り、TUBEFIRE のシステムの詳細や TUBEFIRE の著作権防止システムの詳細はすでに準備書面等で繰り返しご説明申し上げておりますので、ここでは TUBEFIRE のサービスを開始する経緯や、著作権防止システムを構築した経緯などを陳述させて頂く事で、裁判長をはじめとする裁判官の皆様はもちろんのこと、原告の皆様にも是非ともご理解を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

### 3、TUBEFIRE を開発した経緯とその後の経過

下記に、TUBEFIRE を開始した経緯とその後の経過および結末についてご報告致します。

TUBEFIRE の計画は2007年の中頃、弊社開発担当者からの提案でスタート致しました。

担当者の提案は、

「動画共有サイトで視聴可能な動画を携帯端末でも視聴できるようなサービスを開発したい」

とのことでした。そこで私が、

「何故にそのようなサービスの需要があるのか？」と質問したところ担当者の答えは、

「動画共有サービスは、その情報の多様性と学習効果から、今後おおいに発展する可能性の高いサービスではあるものの、ファイル形式が異なることにより日本でも最も利用者が多い携帯端末（フィーチャーフォン）のほとんどの機種で視聴することが困難な状況にある。そこで各機種に最適化されたファイル変換サービスを提供することで利用者に利便性を提供できれば喜ばれると考えています」との回答でした。

私は「なるほど」と思い自身でも YouTube を視聴するなどして担当者の提案を確認した結果、YouTube には音楽ファイルもアップロードされていることを発

見し、担当者に対して

「YouTubeには音楽ファイルもアップロードされているが、著作権問題はどうするのか？」と質問致しました。

担当者の回答は明確で、

「YouTubeは著作権侵害しない仕組みを採用しているので、このYouTubeの仕組みを活用することで積極的に著作権の保護に留意すると共に、TUBEFIRE自体にも著作権保護の仕組みを多重に構築して、著作権を遵守するための啓蒙や呼びかけを掲載して著作権の保護に留意します」との回答を得ました。

そして担当者は、上記意見に追加して

「私が開発したファイル変換サービスは、YouTube以外の動画共有サービスにも対応できるものです。しかし、YouTube以外の動画共有サービスは、著作権問題についての対応が十分ではありません。そこで、2006年に米国Google社に買収されて以降、具体的な著作権侵害対策を講じているYouTubeに限定してサービスを提供し、変換リクエストをYouTubeの動画IDに基づいて処理、管理することで、著作権保護を確実に行っていくことができます。」

との意見を得ました。

そこで私は、

「くれぐれも著作権侵害が発生しないよう心掛けるとともに、万が一著作権侵害ファイルが紛れ込んだ場合には、これを直ちに削除すること。そして、権利者からのクレーム等を受取った場合には、直ちに私に報告すると共に、最も円滑な方法で善処できるよう事前に万全の対策を施すこと」を申し付けて計画の進行を承認しました。

上記のようなやり取りの概略から、私は、担当者としては自分自身が培ったファイル変換技術をTUBEFIREサービスに活用することで携帯端末の利便性の向上に貢献したいとの思いがあったと理解し、かつ著作権侵害の防止策についても熟考した結果の計画であると認識致しました。

さて、実際にサービスがスタートしてみると、予想以上の反響があり、担当者は嬉しいながらも、激増するアクセスに対応するため、昼夜を問わず、24時間態勢でのシステムの監視が不可欠となり、まさしく嬉しい悲鳴状態で、一時はサービスの停止も真剣に検討したこともあったようですが、利用者への責

任感から不眠不休でのメンテナンスを継続していたと聞いています。

今にして思えば、アクセスが急増して担当者が悲鳴を上げた時にサービスを停止していれば、原告の皆様から誤解されることもなく、したがって今回のような訴訟を提起されることも無かったので、その点はやや悔やまれる部分でございます。

それはともかくと致しまして、アクセスは更に急上昇を続け、今度はシステムが悲鳴を上げたとの報告を受け、私は担当者に、

「そんなに大変なら止めれば良い」と言ったこともありますが、担当者からは逆に、

「このように利用者の多いサービスは滅多に構築すること出来ないと思うので最後まで頑張りたい」との決意表明を受けました。

そこで「何がそんなに大変なのか？」と聞いたところ、

「アクセスが膨大になり回線がパンク寸前で、変換リクエストもサーバの処理能力を超えていて、サービスが渋滞して4～5時間待ちにもなります」との回答だったので、

「その大変さを解消するための方策はありますか？」と質問したところ、担当者からは、

- 1、サーバを増設して変換処理を高速化する。
  - 2、光回線を増設して個々の回線の負担を軽減する。
  - 3、変換した動画を TUBEFIRE サーバ内にキャッシュして変換サーバの負荷と回線の帯域利用を軽減する（YouTube から TUBEFIRE サーバへの回線帯域）。
  - 4、人員を増やして睡眠時間を確保する。
- などの解消方法があるとの回答がありました。

そこで私は、上記の1と2および4については、自社が予算を計上することで解決するので、これは直ぐにでも取りかかるように指示し、3については著作権との関連があるので慎重に検討するよう指示を致しました。

3については、今回まさにこの事が提訴の原因となっている通り、著作権法に抵触しないと言う余程の自信がない限りこれを採用することは出来ないこと

を担当者に伝え、著作権法の規定を遵守してシステム開発を行うよう指示を致しました。

その後、TUBEFIRE のサービス提供から 2 年ほどが経過してから、担当者から 3 の方法の採用について再度希望があり、その際に次のように提案と報告がありました。

- 1、YouTube は米国 Google 社の傘下となった以降順調に発展し TUBEFIRE も YouTube の発展に比例する形でアクセスが増えている。
- 2、YouTube は当初の著作権保護システムをさら強化しており、高度なフィルタリングで違法なファイルはそもそも公開できなくなっているのと同時に、権利者側の管理システムも強化されてきており、YouTube にアップロードされてから間もなく、遅くともおよそ 48 時間以内には、違法ファイルはほぼ削除されている。
- 3、TUBEFIRE の著作権保護システムも順調に進化し、YouTubeAPI と連動した分散型の情報収集システムの開発が完了しており YouTube が削除したファイルをリアルタイムで確認することが可能になっている。
- 4、アクセス増加による負荷対策のためにファイルをキャッシュすることはウェブサービス事業においては常識的・一般的手法であり、YouTube の発展に伴いアクセス数が増えている TUBEFIRE でも、これを行う必要性が高い。

との状況報告と共に、

- 5、上記のような現状を鑑み、下記の条件で、先般提案 3 の変換ファイルの TUBEFIRE サーバへのキャッシュを承認して欲しい。
  - ア) YouTube に一般公開されている動画でアップロードされてから 48 時間を経過した動画のみを対象とするサービスにする。
  - イ) YouTube での動画の状態を、YouTube の API を活用するなどして常に確認し、YouTube から削除された動画の TUBEFIRE での利用をリアルタイムに停止し逐次速やかに削除して以降の利用を不可とする。
  - ウ) TUBEFIRE サーバ内のキャッシュは、数日～7 日程度で全てを完全に削除する。
  - エ) 利用者ならびに権利者から違法動画の削除要請や不正利用報告があった場合には対象動画キャッシュを即時に削除し以降の利用を不可とする。
  - オ) その他、違法利用が確認された時にも対象動画キャッシュを即時に削除し

以降の利用を不可とする。

カ)開発の当初から採用しているところの YouTube の動画 ID による確認、選別、認証の方法の継続を確約する。

との要望があり、私は、それであれば著作権法違反とはならないと判断し、所謂キャッシュシステムの開発を許可しました。

再三ご説明している通り、TUBEFIRE は YouTube が配信している合法的な総合情報動画に関してその変換を提供するサービスであるところから、TUBEFIRE のウェブサイトのページ上でも違法ファイルでの利用は行わないよう表示し、同時に万が一違法ファイルの変換が疑われる場合には、簡便にご報告を頂けるよう分かり易い窓口を表示して、著作権侵害が発生しないように、著作権保護システムの構築と合わせて注意深く運営をして参りました。

そして、これまで今回の訴訟で原告となられている各社も含め、只の一度も権利者の皆様からご指摘を受ける事はありませんでした。したがって、私と致しましては、担当者が開発した著作権保護システムが順調に機能しているものと安心し、その運営の全てを担当者を信じて任せておりました。

#### 4、提訴を受けて

ところが今回の突然の訴訟でございます。忘れもしない2011年8月24日、会社からの「新聞社が取材にきました」との報告で事態を知りました。なんでも、レコード会社31社がTUBEFIREのことでミュージックゲートに2億3000万円の損害賠償を請求する訴訟を提起し、記者会見を開いたとのこと。余りのことに驚愕するとともに、直ぐに担当者に連絡し「事の善し悪しや事実関係は別にして、嫌がっている方がいらっしゃるサービスは即時停止」するよう指示し、TUBEFIREのサービスを即日停止してその後も一度も再開をすることなく現在に至っております。

ちなみに、私自身の現在の気持ちと致しましては、これまでの準備書面をご提出するための打合せなどを通して、改めてTUBEFIREのシステムについて詳しい説明を受けたことから、TUBEFIREは確かな著作権保護機能を構築して運営されていたとの確信を得ることができました。このことは、原告の皆様のお力を



持ってしても著作権侵害ファイルをダウンロードすることが困難であった事実からもご理解頂けることと思います。TUBEFIRE の合法性については改めて確固たる自信を持ち、したがって、TUBEFIRE による著作権侵害は無かったと安心しておりますが、誤解とは言え、原告の皆様引き続きご心配をお掛けする事態を回避致したく、今後も永遠に TUBEFIRE のサービスを凍結すると決めておりますので、私が当社の決定権を持っている限りにおいて TUBEFIRE のサービスを再開する意思は一切ございません。

即ち、今後著作権侵害が発生するようなサービスを行う意思はまったくないことは当然として、原告の皆様から著作権侵害を疑われるようなサービスを行う意思もまったくありませんし、またそのようなサービスを提供しなければならない理由もありません。

## 5、YouTube およびインターネット社会の現状

本訴訟が提起されてから2年半が経とうとしています。この間、日本のインターネットサービスも順調に進化致しております。そして、この進化したインターネット環境では、すでに TUBEFIRE の存在意義が消滅していることも事実でございます。携帯電話ユーザーの多くはスマートフォンを利用するようになり、YouTube の動画は TUBEFIRE でファイル形式を変換することなく視聴できるようになりました。また、スマートフォンの特性と LTE や WiFi スポットなどの回線インフラの発達により、必要なときにサーバから閲覧するクラウド方式が動画サービス提供の主流になっており、わざわざ端末に多数のファイルを保存するという利用方法は過去のものとなっております。

さらに、携帯利用のみならずパソコンを利用していたユーザーも日常的な動画サイトの視聴はスマートフォンに急激に移行しています。スマートフォンにおいては URL バーが常時表示されないことから、TUBEFIRE が必要としていた URL に「fire」と書き込む作業が大変手間のかかるものとなってしまいました。もし、回線などの事情で YouTube をローカルに保存して視聴したい場合、スマートフォンのアプリやブラウザのプラグインなどで簡単に実現が可能となっております。また、すでにスマートフォン用に提供されている YouTube 公式アプリでは、ユーザーの端末に動画をキャッシュすることで48時間内はオフラインで

も再生することができるなど利便性が向上していると聞いています。  
そのため、既にユーザーが TUBEFIRE のサービスを必要としない状況となっており、私が上記のとおり TUBEFIRE の不再開を宣言致しましても、この訴訟で原告の皆様が訴えておられるご心配が根本的に解消する訳ではありません。

そしてなによりも指摘しておかなければならないことは、YouTube にアップロードされる音楽動画が削除されることも少なくなり、音楽制作者は、むしろ積極的に自らが著作権を有する音楽動画を自ら YouTube にアップロードするようになったことです。何故でしょうか？

それは YouTube での音楽の配信が音楽のプロモーションに有効であることに音楽関係者自身が気付いたからです。米国では本裁判がスタートした 2011 年にはすでに YouTube の有効性が認識され、米国の音楽関係者は積極的に YouTube を活用しての収益化を実現していました。そして米国での YouTube の有効活用の傾向は年々高まっております。

日本においても、残念ながら数年遅れではありますが、YouTube の宣伝効果の有効性に気づき、著作権侵害を心配するどころか、積極的に YouTube の視聴回数を増やすべく対策をする態勢に進化してきたのでございます。

原告の皆様はこの事実を否定するかも知れません。そして、そのような進化が起きないように日夜防衛に努めようとされるかも知れません。しかしながら、原告の皆様にとっては誠に残念なことだとは理解しておりますが、情報化社会の進化が止まる事は断じてありません。理由はとても簡単です。ご承知のとおり、国民の皆様は利便性と適正価格と環境保全と先進性と品質と自由を求めます。もしも原告の皆様が、過去からの贈り物を国民の皆様にご贈り続ける決意をお持ちであるなら、方法はただ一つ、品質の向上に努める必要があります。作品的にはもちろんのこと、卓越した演奏家やボーカリストを大切に歴史に刻み、そして CD 採用によって劣化した音質を反省し、少なくとも 24bit/96kHz 以上の音質でご提供できる態勢を整えるべきです。もちろん、高音質のデジタルオーディオ機器を国民の皆様にご広く浸透させて頂く努力も怠ることはできないことは言うまでもございません。すなわち、原告の皆様にはやるべき事、やらなければならない事、やらざるを得ない事が山積していると申し上げなくてはなりません。

## 6、反省と救いのご報告

もうひとつ残念なことと言えば、原告の皆様の中には、私が作曲をさせて頂いた上記の作品などを、40年間の長期に渡って現在でもご利用頂いているレコード会社も含まれ、また、原告の皆様の中にも、また原告各社の役員や従業員の皆様の中にも、少なからずご面識を頂いている方もいらっしゃることを考えますと、ただの一度もご連絡やご警告または苦言を頂けなかった現実に関して、これはまさしく私の不徳の致すところであると、おおいに反省する必要があると感じております。

また同時に、この問題は、司法という国家の大切な機関にお手数をお掛けするまでもなく、たった一度でも苦言を頂く事で、私の判断で TUBEFIRE サービスのシステムの詳細をご説明したり、必要がある場合にはプログラムを見直すなどして、原告の皆様にもご納得いただけるサービスであることをご確認頂いて、円滑かつ円満に解決した問題であると感じているところから、この訴訟についても極めて遺憾であると同時に、裁判所をはじめとする関係各位の皆様にお手数をお掛けしておりますことが申し訳なく、お詫びを申し上げたい気持ちでおります。

私にとっての救いは2つございます。その一つはもちろん、弊社担当者が確固たる自信をもってプログラムを公開し、TUBEFIRE が著作権保護に積極的に取り組んでいたこと証明するとともに、事実として著作権侵害ファイルがダウンロードできなかったことで、TUBEFIRE が著作権侵害を行っていなかったことが証明されたことです。もう一つは、JASRAC の社員総会の席で、JASRAC 会員の質問に答える形で、JASRAC の現理事長が「このサイトによる JASRAC への影響はなかった」と明言されていることです。申し上げるまでもなく、JASRAC は日本の音楽著作権の約98%を管理する著作権管理団体です。その、JASRAC に影響がなかったと言う事は、著作権侵害は無かったと同義になりますので、この現理事長の明言は、JASRAC に長年在籍していた私にとって大きな救いがございます。

ちなみに私は、2012年3月末日をもって JASRAC を退会しておりますが、この私の JASRAC 退会と本訴訟との関係は一切ございません。また、JASRAC と私との間に何らかの問題があったということもありません。

退会への経緯を手短にご説明申し上げますと、私は2011年4月から米国

に長期出張を致しまして、米国での音楽活動に取り組んでおります。したがって、JASRAC の定款にございます「日本での連絡先」の確保が将来的に困難になる状況も考えられますことから、関係各位とご相談させて頂いた結果、JASRAC の定款に抵触しないよう事前に然るべき形態を整えさせて頂いたものです。もちろん、米国への長期出張には長期滞在ビザの取得などの各種の手続きが不可欠なことから、計画は2005年頃からスタートしておりました。また、これはまったくの私事ではございますが、ハワイ州への移住に愛犬3匹を伴う関係上、2010年11月には愛犬に狂犬病の予防注射を済ませ120日の待機期間の経過を待って出国させて頂いた次第です。

実は、本提訴を受ける数日前に、JASRAC から会社（株式会社ミュージックゲート）を経由して私に TUBEFIRE に関する問い合わせがあり、JASRAC のご担当者のご要望により弊社担当者が JASRAC に出向いてシステムの詳細をご説明申し上げておりました。この際に、弊社担当者は JASRAC のご担当者から様々なご質問を受け、TUBEFIRE のサービスの内容も含め長時間に渡ってご説明申し上げたとの報告を受けております。もちろん、ご承知のとおり、JASRAC は著作権を保護する使命をもって長年運営されている著作権管理団体であることから、著作権侵害に対しましては極めて厳格に対処する組織でございます。果たして、JASRAC に影響が無かった著作権問題が、原告の皆様に影響あるものかどうか、ましてや、原告の皆様がご請求されているところの2億3000万円もの著作権損害額が発生しているとすれば、当然、JASRAC にも何らかの影響が発生すると断言も出来ずるところから、その点におきましても、原告の皆様のご主張には甚だ疑問を感じているところでございます。

## 7、原告の皆様への提言

最後に、原告の皆様に申し上げたい事は、皆様が音楽ビジネスを展開されたこの十数年間に、音楽の商業的価値だけでなく、音楽の文化的価値も大きく衰退した印象がございます。この事を皆様から見ると、インターネットなどの発達によって皆様の商業機会が奪われたようにお感じのことと推察致します。しかしながら、近年の音楽文化の衰退を国民の目から見ると、これは正しく、私も含めまして、音楽を業としている者の怠慢または音楽を商品と捉えての過度

の商業化の結果と見えていると言っても過言ではないでしょう。

事実、日本の大衆音楽は壊滅状態にあります。大衆音楽の衰退と歩調を合わせるかのように、長く国民に愛された伝統音楽も風前の灯火となっています。このことは、音楽文化の発展と伝統音楽の継承に寄与する責任を有するところの、皆様のような音楽権利者および音楽制作者の責任であると言わずしてどこに責任があるのでしょうか？

原告の皆様は音楽文化の発展に寄与する責任があるにも関わらず、その目的を企業利益のみに焦点を合わせ売上げと利益のみを追い求めておられる。もっと正直に言えば金銭を求めて迷走されているように私には思えます。

私はこの場をお借りして原告の皆様に申し上げたい。音楽を制作する心構えとして、是非とも国民の皆様は「長く」愛される作品を制作して頂きたいと願っております。「広く」だけではなく「長く」が大切です。ご承知のように昔から「長く」愛される作品の制作には覚悟が必要です。もちろん最速での資金回収を諦める必要もごさいます。しかしながら私の少ない経験でも、「長く」愛される事で、結果的に大きな広がりとなり、原告の皆様の業績にも良い影響を及ぼすものと信じております。音楽の創造は「今」ではなく「未来」に向けて頂きたいと切望致します。

## 8、国民の皆様のご希望にお応えする社会を

上記の通り、多くの国民が感じているように、原告の皆様の企業戦略の間違いによって日本の音楽文化は衰退の一途を辿っていますが、原告の皆様はその自らの怠慢を高度情報化社会に責任転嫁をすることで、自らの間違いを隠蔽しようとしているようにも見えます。そして私は、皆様のこのような間違った企業戦略が、音楽文化の衰退のみならず、日本が高度情報化国家として先進諸国と共に歩む機会さえも奪い兼ねないとの畏怖を感じたこともありました。

しかしながら前述致しました通り、世の中の進化は止まりません。そして音楽関係者も含めた多くの国民の皆様が YouTube などのインターネットサービスの利便性とその遡及力に気付いたのです。今日ではもう、YouTube を敵対的に見ているのはテレビなどの一部の映像メディアだけになっておりますが、そのテ

テレビですら、一般の皆様が YouTube に投稿された動画情報をテレビ放送に活用するようになっていきます。ちなみに米国では YouTube に投稿された災害情報などの動画をテレビで放送することは日常となっております。

ところで、TUBEFIRE のシステムの正当性が明らかとなった今日、原告の皆様には、この誤解に基づく訴訟に関しまして、私と弊社スタッフだけでなく、情報化社会を目指して日々の学習を怠らない国民の皆様には、是非とも謝罪をして頂きたいと感じております。裁判は勝ち負けではございません。金銭を強奪する場でもありません。私は、裁判とは、真実を見つめ、間違いを糺し、反省すべき者に反省の機会を与える場であると信じております。そして、真に日本国民の利益を守る最後の砦であると……。その神聖なる制度に深い尊敬の思いを心に刻み、どこまでも正直にそして真摯に本裁判に向き合っていました。

従いまして、これまで被告として提出させて頂きました書面や証拠は全て真実であり、原告の皆様が邪推をされているような捏造による証拠などは一つもありません。しかしながら原告の皆様が提出された書類や証拠には、多々不明瞭な点や強引な詭弁、そして信用できない証拠もあり、原告の皆様と言うよりも、原告側代理人の強引さと杜撰さにほとんど呆れて果てていると言ったところが正直な気持ちでございます。

## 9、お詫びとお願い

何れに致しましても、TUBEFIRE による著作権侵害が無かったと証明されたこと致しましても、誤解を受けた事で広く世間を騒がせ、関係各位にお手数をお掛けし、関係者の皆様にご心配をお掛け致しましたことは、被告会社の責任者として誠に申し訳なく、この場をお借り致しまして心よりお詫びを申し上げます。

裁判長ならびに裁判官の皆様には、誠にお手数で恐縮ではございますが、ご提出させて頂きました証拠および状況証拠をご精査頂きまして、原告の皆様の錯誤や誤解を払拭して頂きますよう、公正なお立場からの厳正なるご判断を賜りたく切にお願い申し上げます。

本来であれば出廷して陳述をさせて頂かなければならない立場ではありま

すが、前述のような事情もございますところから、誠に恐縮ではございますが、本書の記述内容が事実であることを誓約し本書をもって陳述させていただきます。ご了承のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上